

〔登録取消・一時停止 措置実施状況〕(2012年11月度)

不適正な行為が発見された事業所に対しては、以下の事由において車上作動処理業務委託契約の登録取消・一時停止を実施いたしました。

- H24年10月(中部地方)
エアバッグ類(助手席)を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。
〈規約第7条1.(5)および(8)〉
- H24年5月(中部地方)
エアバッグ類(シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。エアバッグ類が未処理の車台について管理台帳記入(実績報告)や引渡報告が行われていた。
〈規約第7条1.(3)および(5)〉
- H24年9月(中部地方)
エアバッグ類(シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。エアバッグ類が未処理の車台について管理台帳記入(実績報告)や引渡報告が行われていた。
〈規約第7条1.(3)および(5)〉
- H24年9月(中部地方)
正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。 〈規約第7条1.(8)〉
- H24年9月(中部地方)
エアバッグ類(シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。エアバッグ類が未処理の車台について管理台帳記入(実績報告)や引渡報告が行われていた。
〈規約第7条1.(3)および(5)〉
- H24年10月(関東地方)
エアバッグ類が未処理の車台について管理台帳記入(実績報告)や引渡報告が行われていた。正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。
〈規約第7条1.(3)および(8)〉
- H24年9月(関東地方)
正当な理由なしに未処理エアバッグ・モジュールを保管していた。 〈規約第7条1.(8)〉
- H24年10月(近畿地方)
エアバッグ類が未処理の車台について管理台帳記入(実績報告)や引渡報告が行われていた。エアバッグ類(運転席・助手席)を未処理のままハーフカットして輸出しようとしていた。
〈規約第7条1.(3)および(5)〉
- H24年10月(中国地方)
エアバッグ類(シートベルトプリテンショナー)を未処理のまま破砕業者に引き渡そうとしていた。エアバッグ類が未処理の車台について管理台帳記入(実績報告)や引渡報告が行われていた。
〈規約第7条1.(3)および(5)〉